

《併設型》

地域密着型介護老人福祉施設（運営基準等）

1 定義及び基本方針

地域密着型介護老人福祉施設	(基本方針)
	1 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
	2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 サービス類型

単独型	地域密着型介護老人福祉施設を単独で設置する形態。
サテライト型	○同一法人が運営する広域型特養等を本体施設と設置する形態。 本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム。本体施設とは同一法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院、診療所をいう。施設基準や人員配置等に緩和措置が設けられている。
併設型	○他のサービスとの併設型（居宅介護支援事業所、ショートステイやデイサービス等の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所、認知症デイサービス及び夜間対応型訪問介護事業所に限る。）） ※併設できるショートステイの床数は、地域密着型特養の床数以下とされている。
ユニット型	○入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共有スペースを備えており、複数の個室と共有スペースからなる単位を1ユニットとし、1施設で数ユニットを持つ形態。

3 申請者要件

法人格を有すること。（都道府県、市町村、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び社会福祉法人に限られます（老人福祉法第15条。）） 法78条の2第4項各号の規定に該当しない者であること。
--

4 人員基準

区分	職種・資格	員数
管理者	必要な知識・経験者でかつ厚生労働大臣が定める研修修了者	○常勤専従1名 管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等に従事可能。
医師		○入所者に対し健康管理、療養上の指導を行うために必要な数
従業者	生活相談員	○常勤であって1名以上配置
	看護師、准看護師又は介護職員	○介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（3：1）配置すること ○看護職員の数は、1人以上とすること ○看護職員のうち、1人以上は常勤であること ○介護職員のうち、1人以上は常勤であること
	機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、あん摩マッサージ指圧師）	○1名以上 ○日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 ○当該事業所の他の職務に従事することができる
	介護支援専門員	○常勤専従で1人以上（増員については、非常勤でも可） ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することができる。

	栄養士	○1人以上配置すること
<p>人員基準については単独型の場合と同様である。ただし、当該施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和が認められる</p> <p>①指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に置かないことができる人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・生活相談員 ・栄養士 ・機能訓練指導員 <p>②指定通所介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所に置かないことができる人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員 ・機能訓練指導員 <p>③指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に置かないことができる人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員 ・機能訓練指導員 <p>④指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に置かないことができる人員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員 <p>・当該施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該施設の入所定員と同数を上限とする。なお、指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、特に定員の上限はない</p> <p>・平成18年4月1日に現に併設する指定短期入所生活介護事業所等の定員が当該施設の定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、上記の規定は適用しない</p> <p>・指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該施設の人員基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準を満たす従業者が置かれているときは、当該施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる</p>		

5 設備基準

居室	○1の居室の定員は、4人以下 ○入所者1人当たりの床面積は10.65㎡以上であること ○ブザー又はこれに代わる設備を設けること
静養室	○介護職員室又は看護職員室に近接して設けること
浴室	○要介護者が入浴するのに適したものとすること
洗面設備	○居室のある階ごとに設けること ○要介護者が使用するのに適したものとすること
便所	○居室のある階ごとに居室に近接して設けること ○ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること
医務室	○医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること ○入所者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること
食堂及び機能訓練室	○それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上であること ○食事の提供又は機能訓練に支障がない場合は、食堂と機能訓練室は同一の場所とすることができる ○必要な備品を備えること
廊下幅	○1.5m以上とすること ただし、中廊下の幅は1.8m以上とすること なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる
消火設備	○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること